

## ○甲府市環境審議会規則

平成13年3月30日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市環境基本条例（平成13年3月条例第5号）第25条第9項の規定に基づき、甲府市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部環境総室環境政策課において処理する。

(平18規則34・改)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

2 この規則は、令和4年4月1日から施行する。